

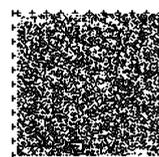
調布市福祉のまちづくり推進計画

平成30（2018）年度 ～ 平成35（2023）年度

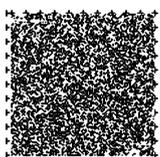


平成30年3月

調布市



この計画書の各ページには、「音声コード (Uni-Voice)」を付しています。
「音声コード」とは、1.8 センチメートル角のコードを専用の読取機やスマートフォン用アプリが音声に変換し、文章内容を読み上げるものです。



はじめに



我が国では、超高齢社会の到来や海外からの渡航者の増加などを背景として、近年、年代や人種等を問わず、多様な方々に対応できる質の高い社会環境の整備、いわゆるユニバーサルデザインに基づくまちづくりが重要視されており、平成29年には、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されました。

調布市におきましても、だれもが住み慣れた地域で快適に暮らすことができる環境の整備や、福祉の視点を持ったぬくもりある個人行動の形成等が求められております。また、2019年にはラグビーワールドカップ日本大会、2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会という世界最大級のスポーツイベントの市内開催を目前に控え、スポーツ振興や文化プログラムの展開、産業・観光振興といった取組を加速させていく一方で、国内外から訪れる多くの方々に対応するための施設・設備の整備や配慮が必要な方への理解促進に関しても取組を進めていかねばなりません。

「調布市福祉のまちづくり推進計画」では、このような状況を踏まえ、基本理念に「みんなが安心して生活できる ところにやさしい 福祉のまちづくり」を掲げ、5つの基本目標を基軸とする保健、医療、住環境、防災、教育等の多分野にわたる102の事業を包括的に盛り込みました。

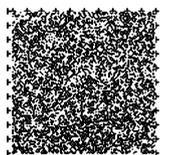
市では、計画の推進を通して、施設整備等のハードに関する事業と、やさしさや思いやりに満ちた心のバリアフリーなどのソフトに関する事業を一体的に推進し、全ての人々がいきいきと快適に過ごせる豊かで温かいまちの実現を目指して参ります。市民の皆様並びに関係機関の方々におかれましては、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

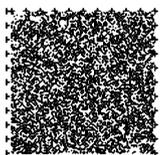
結びに、本計画の策定に当たりまして、市内の障害者団体の皆様をはじめ、市民福祉ニーズ調査やパブリックコメント等に御協力いただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

調布市長

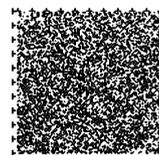
長友貴樹

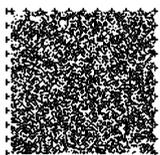




目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画の目的	1
2 国や東京都の動向	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	6
6 バリアフリーとユニバーサルデザイン	7
7 心のバリアフリーとは	8
第2章 福祉のまちづくりの現状と課題	9
1 統計からみる状況	9
2 市民福祉ニーズ調査結果	11
3 グループインタビューでのご意見	17
4 前計画の取組実績	20
5 福祉のまちづくりを取り巻く課題	24
第3章 福祉のまちづくりの基本的方向	26
1 基本理念	26
2 基本目標	27
3 施策体系図	28
第4章 施策の展開	31
I 心を育てるまちづくりの推進	31
II 誰もが情報を受取ることができるまちづくりの推進	36
III 誰もが移動・社会参加しやすいまちづくりの推進	44
IV 住まい・施設等のまちづくりの推進	58
V 安全・安心に過ごせるまちづくりの推進	73
第5章 計画の推進	89
1 推進体制	89
2 周知・普及啓発	90
3 進行管理	90
資料編	91





第1章 計画の策定に当たって

1 計画の目的

調布市では、平成9年に施行された調布市福祉のまちづくり条例（以下「本条例」と言う。）をユニバーサルデザイン（※1）の理念に基づく条例として改正し、平成21年10月1日に施行しました。

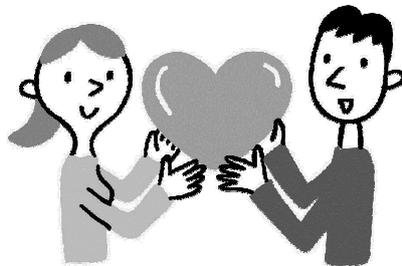
本条例では、「高齢者や若者も、障害がある人もない人も、また、大人や子どもも生涯をとおして人としての尊厳を認め合いながら、いきいきとした生活を営むことができるような豊かで温かいまち調布を実現すること」が私たちの願いであり、「だれもが住み慣れたまちで安心かつ快適な生活が営め、また、だれもが進んで社会参加のできる、そのような社会の実現に向け、ユニバーサルデザインの理念に立ったまちづくりを推し進めることは、私たちの責務である」としています。

さらに、「保健、医療、住環境、防災、教育などあらゆる分野で福祉の視点に立った配慮」や「市、市民及び事業者の自主的な参加による協働の営み」が必要であるとしています。

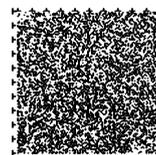
平成24年に初めて本条例に基づいた「調布市福祉のまちづくり推進計画（以下、「本計画」と言う。）」を策定し、「みんなの笑顔があふれ、ゆたかで、あたたかいまち 調布」を基本理念とし、ハード・ソフト両面から福祉のまちづくりを推進してきました。

この間、国では、障害者差別解消法の施行や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の決定、ユニバーサルデザイン2020行動計画の策定など様々な取組が進められています。

本計画は、これらの国の動きや、本条例の理念を踏まえつつ、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として見直し・策定するものです。



（※1）ユニバーサルデザイン…多様な人が利用しやすいよう、事前に環境等をデザインすること。（P.7参照）



2 国や東京都の動向

(1) 国の動向

国では、平成 17 年に「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定され、これをもとに、平成 18 年に「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充した「バリアフリー新法」が施行、平成 20 年には、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が策定されました。

その後、平成 25 年には、日常生活や社会生活に身体の機能上の制限を受ける方などが、日常生活及び社会生活を営むにあたり、円滑に移動することができるよう必要な施策を講ずるよう定めた「交通政策基本法」が施行されました。

また、平成 26 年には、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を促進するための「障害者権利条約」を批准したほか、平成 28 年には、行政機関や地方公共団体及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止するとともに、それを実効的に推進するための基本方針などを定めた「障害者差別解消法」が施行されました。

さらに、平成 29 年には、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリー（※1）を推進することにより、共生社会を実現するため、平成 29 年 2 月に「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が策定されました。

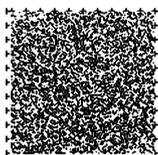
(2) 東京都の動向

東京都では、平成 20 年に東京都福祉のまちづくり推進協議会において「東京都福祉のまちづくり条例」の改正の基本的な考え方が示され、平成 21 年にユニバーサルデザインの考え方を理念とした、新たな福祉のまちづくり条例を施行しました。

また、平成 21 年に策定した「東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 21 年度～平成 25 年度）」が終了することを受け、平成 26 年に新たな「東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」を策定しました。

この中では、ハード・ソフトの一体的なまちづくりが促進されるとともに 5 つの基本的視点のもと、福祉、教育、住宅、建設、交通、安全・安心、観光等のあらゆる分野の施策から 102 事業が盛り込まれています。

（※1）心のバリアフリー…心のバリアを取り除き、高齢者、障害者等の社会参加に積極的に協力すること。
（P.8参照）



3 計画の位置付け

本計画は、本条例の第7条に基づき策定するもので、調布市における福祉のまちづくり推進にかかわる保健、医療、住環境、防災、教育などのあらゆる分野の施策を包括的に盛り込んだ計画とします。

また、市内の施設等が「福祉のまちづくり」の視点を持って整備されるよう、新しく設置される施設等だけではなく、既存の施設等の改修の際にもできる限り本条例に沿った整備を促進します。これにより、誰もがその利用に当たり、安全・安心で円滑に活用できるようになり、等しく社会参加ができるようなまちづくりを目指していきます。

なお、計画の策定に当たっては、地域福祉計画をはじめ、福祉のまちづくりを推進するうえで必要な関連施策や他の計画との整合を図っていきます。

(計画の策定)

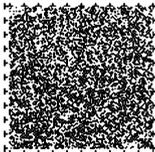
第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

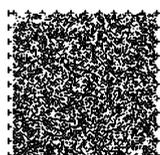
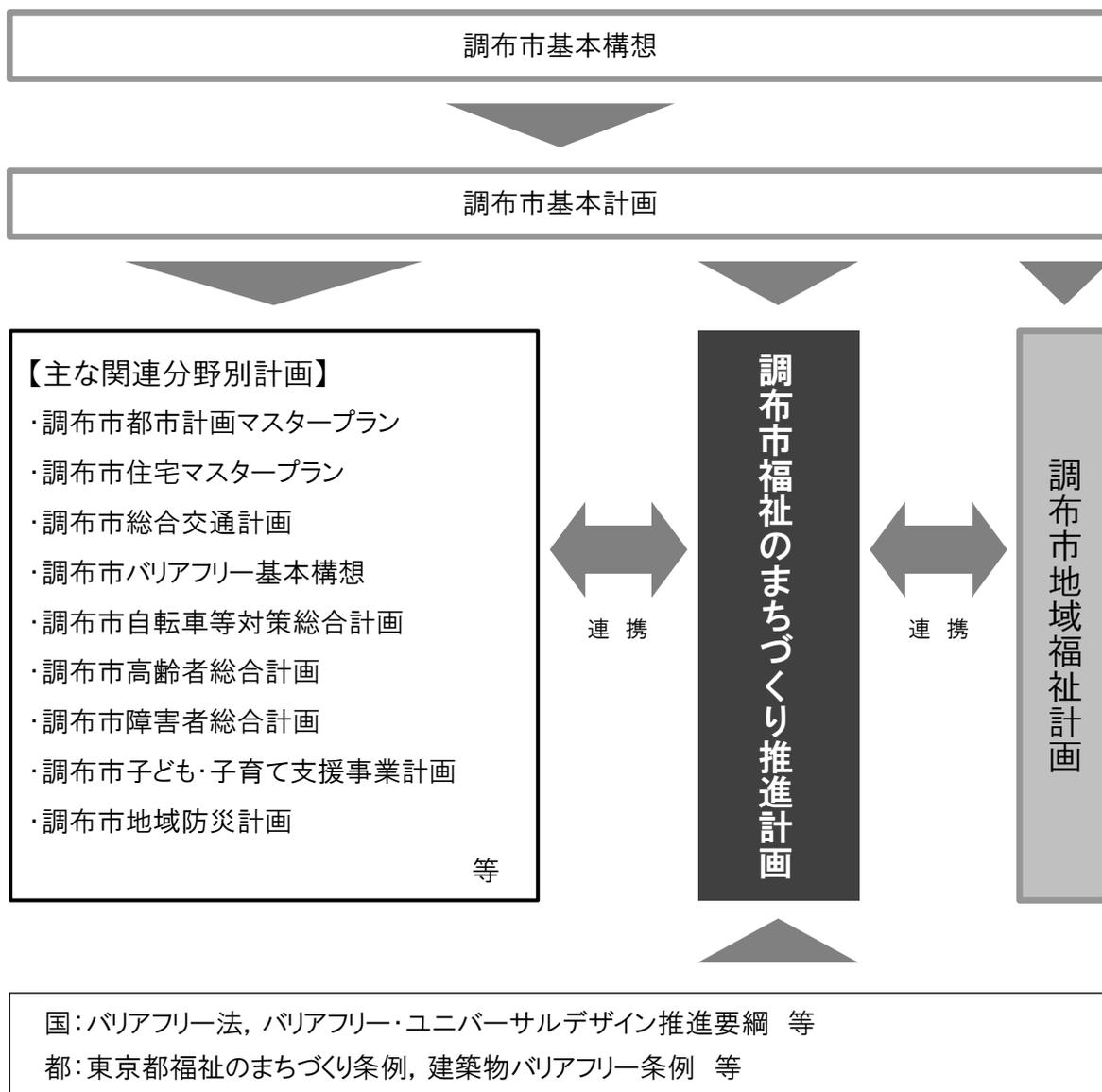
- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を推進計画に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。



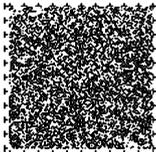
■ 計画の位置付け



4 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成35年度までの6箇年計画とします。
 また、変化する社会情勢や、関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとしてします。

計画名		年度										
		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
調布市総合計画		基本構想										
		前期基本計画										
		改定基本計画					後期基本計画					
調布市福祉のまちづくり推進計画							本計画期間					
調布市地域福祉計画							計画期間					
調布市都市計画マスタープラン(改訂版)		計画期間										
調布市住宅マスタープラン		計画期間										
調布市総合交通計画		計画期間(～平成42年)										
調布市バリアフリー基本構想		計画期間										
調布市自転車等対策総合計画		計画期間(～平成37年)										
調布市高齢者総合計画 (老人福祉計画, 介護保険事業計画)							計画期間					
調布市障害者総合計画	調布市障害者計画	計画期間										
	調布市障害福祉計画						計画期間					
	調布市障害児福祉計画						計画期間					
調布市子ども・子育て支援事業計画							計画期間					
調布市地域防災計画		計画期間										



5 計画の策定体制

(1) 調布市福祉のまちづくり連絡会

福祉のまちづくりに関連する 14 課による調布市福祉のまちづくり連絡会において、計画の検討を行いました。

(2) 市民福祉ニーズ調査の実施

市内に住む一般市民、高齢者、障害者を対象に、生活実態や地域の福祉に対する意識や意見、ニーズを把握するために、アンケート調査を実施しました。

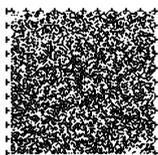
平成 28 年 10 月 調査 6,000 人対象 有効回収 3,281 人

(3) グループインタビュー

調布市福祉のまちづくり推進計画の参考資料とするため、障害者団体連合会等の団体へのグループインタビューを実施しました。

(4) パブリック・コメントの実施

計画案について、市民からの意見を幅広く募集するため、市のホームページや主要公共施設にてパブリック・コメントを実施し、意見の把握に努めました。



6 バリアフリーとユニバーサルデザイン

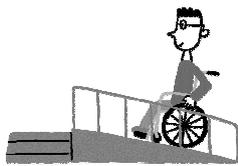
福祉のまちづくりの推進に欠かせない、「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」の考え方は、似ているようで少し違います。バリアフリーは、「バリア」を「フリー」にするという言葉のとおり、障壁を取り除くことですが、ユニバーサルデザインは、誰もが利用しやすいようにデザインをしていくという意味です。

■バリアフリーとユニバーサルデザインの違い

バリアフリー

障害者の社会参加を困難にしている、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁を除去すること。

施設等で元々階段だった箇所の、「車いすの障害者が登れない」という障壁を取り除くためにスロープを設置



ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人が利用しやすいよう、事前に環境等をデザインすること。

施設をつくる時に、障害者だけでなく、子どもや高齢者、ベビーカー利用者など、様々な人が使いやすいようにスロープを設置



■バリアフリーとユニバーサルデザインの例

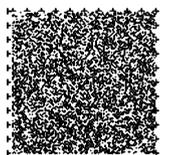
バリアフリーの例

- 施設や道路、住宅等の段差をなくしたり、手すりを付けたりするなど、物理的な移動の障壁がない
- 手話通訳者が窓口において、コミュニケーションの障壁がない
- 必要な情報を、点字や音声データなどで提供がされ、情報アクセスの障壁がない など

ユニバーサルデザインの例

- 車いすやオストメイトの人、ベビーカー、大きい荷物を持った人などが利用できる「多機能トイレ（※1）」
- 誰もが楽に移動できる自動ドアやエレベーター
- 目が不自由な人の他、シャンプー中に目をつぶっていてもシャンプーとリンスの区別がつけられる突起 など

（※1）多機能トイレ…車いす利用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オムツ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車いす利用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能とした調布市福祉のまちづくり条例施行規則における「だれでもトイレ」のこと。本計画では「多機能トイレ」に統一して表記しています。



7 心のバリアフリーとは

高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするため、施設整備（ハード面）だけではなく、困りごとを自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力することです。

具体的には、高齢者や障害者、認知症の方等への無理解・偏見・差別をなくしていくなどの意識面や、情報提供などのソフト面のバリアフリーとなります。

■心のバリアフリーに向けた場面の例

道や街中で…

自転車を点字ブロックの上には置かないようにする。



何か困った様子の際には声をかける。

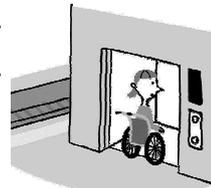


駅や電車、建物の中で…

体の不自由な方や妊娠中の人等に気付いたら、席やスペースを譲る。



エレベーターが混雑しているときは必要としている人に譲る。



病院やお店で…

コミュニケーションが難しい人へは、イラストを使った説明など工夫する。



手の届かない商品を取る手助けをする。

